

高齢者補聴器購入費助成金

助成期間

令和7年10月～令和12年3月

難聴による認知症の予防対策として、医師により必要と認められた高齢者に対し補聴器の購入費用を助成します。

◆助成対象者 次のすべてに当てはまる方が対象です。

- ☐ 申請時点で身延町に住所を有する方で、当該年度に65歳以上の方
- ☐ 耳鼻咽喉科医師により補聴器の装用を認められた方
- ☐ 障害者の補装具費の支給対象でない方
- ☐ 介護保険料の所得段階が第1段階～第4段階のいずれかに該当する方
- ☐ 過去にこの助成を受けたことがない方
- ☐ 対象者とその世帯員全員に町税等の滞納がない方

◆助成金額

介護保険第1号保険料が

第1～3段階：上限50,000円

第4段階：上限32,000円

(助成対象経費の2分の1・千円未満切捨)

※介護保険料の段階は、7月にお送りした「介護保険料納入通知書」で確認できます。

※医師から補聴器に関する意見書を得るための診察料、検査料等の受診費用、修理・保守・付属品等の費用は対象外です。

◆対象となる補聴器

医師の処方箋により認定補聴器専門店で在籍する認定補聴器技能者から購入する補聴器(原則片耳のみですが、医師が認める場合は両耳が対象となる場合もあります)

◆申請の流れ

1. 交付申請

補聴器の購入前に次の書類を提出してください。

- ・助成金交付申請書
- ・補聴器に関する意見書 …①
- ・医師の処方箋により認定補聴器技能者が作成した補聴器本体の購入費用額の記載された見積書 …②

助成を受けるにあたり、

- ①耳鼻咽喉科医師へ受診して所定の用紙に医師の意見を記載してもらい、
- ②処方箋を持って認定補聴器専門店で補聴器の見積書を作成してもらう必要があります。

2. 交付決定

提出された書類の内容審査後、問題がなければ「助成金交付決定通知書」を送付します。補聴器はこの通知書を受け取った後に購入してください。

※認定補聴器専門店とは

認定補聴器技能者が在籍し、補聴器の調整・選定に必要な種々の測定機器や設備について公益財団法人テクノエイド協会の認定審査基準をクリアした店舗です。

「補聴器本体の額」が分かるようにしてください。付属品、消耗品は助成対象外です。

3. 助成金の請求

指定された期限までに次の書類を提出してください。

- ・助成金交付請求書
- ・補聴器本体の購入費用額の記載された領収書の写し

助成後、アンケートへのご協力をお願いします。

【提出・お問合せ先】

福祉保健課 介護保険担当 (中富すこやかセンター)

電話番号 0556-20-4611

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日・年末年始除く)